8　「退職共済年金　職域」、「障害共済年金　職域」及び「遺族共済年金　職域」欄には、平成二十四年一元化法の施行後に給付事由が生じた者のうち、同法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額について、人員及び年金額を記載すること。

9　「退職共済年金　追加費用」、「障害共済年金　追加費用」及び「遺族共済年金　追加費用」欄には、平成二十四年一元化法の施行後に給付事由が生じた者のうち、追加費用対象期間をもつ者について、人員及び年金額を記載すること。

10　「（通勤途上）」欄の人員及び年金額は、「公務外」欄の人員及び年金額の内書きとすること。

11　「旧共済法」とは、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第3条の規定により従前の例により支給される旧共済法による年金をいう。

12　「旧法等」とは、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第3条の規定により従前の例により支給される旧市町村共済法、恩給組合条例又は国の旧法等による年金をいう。

13　恩給組合条例による公務上傷病年金は、「障害年金公務上の旧法等」欄に記載すること。

14　指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、この表については記載しないこと。

附　則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第百二十八条第三項の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

○内閣府令第一号

環境省令第一号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十六条の規定に基づき、環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

環境大臣　大塚　珠代

環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

1　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第七条の国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第六十条第一項第三号に規定する認定調査であって、法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内の自然由来特例区域（土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域であって、当該区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるものをいう。以下同じ。）において行われるものをいう。以下同じ。）を定めた区域計画（法第八条第一項に規定する区域計画をいう。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業について、規則第五十九条第二項第二号及び第三項第一号に定めるところによるほか、自然由来特例区域の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類であって、認定調査時地歴調査（規則第五十九条第二項第一号及び第三項第一号に規定する情報の把握をいう。）により土壌溶出量基準及び土壌含有量基準のいずれについても、適合していないおそれがないと認められるものについては、規則第五十九条第二項第二号及び第三項第一号に規定する特定有害物質の種類から除くことができる。

2　前項の規定は、汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号。以下「処理業省令」という。）第五条第十七号イに規定する調査又は掘削対象地において自然由来特例区域の指定後に当該自然由来特例区域内に搬入された土壌（処理業省令第五条第十七号イに規定する浄化等済土壌及び土壌汚染対策法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けた土壌を除く。）に係る認定調査については、適用しない。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第百八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。第四項第一号、次条及び第二十九条第二項第一号において同じ。）又は」を削り、「同法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に、「法人番号をいう。第四項第一号、次条及び第二十九条第二項第一号」を「法人番号をいう。以下この条から第二十九条まで」に改め、「個人番号又は」を削り、同条第四項第一号の改正規定中「個人番号又は」を削る。

第二十八条第一項第一号及び第二項第一号並びに第二十九条第二項第一号の改正規定中「個人番号又は」を削る。

附則第一条第四号及び第二条第三項中「第九条の六第一号」を「第九条の六」に改める。

（地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十六号の六様式の表の改正規定を次のように改める。